

二一世紀「中国」エピゴーネン「尖閣」論批判

A Critique of Discussion about “Senkaku” by Epigones to “China” in 21 Century

斎藤彦

要旨

「尖閣」論をめぐる「尖閣」中国領論を主張する二一世紀の「中国」エピゴーネン村田忠禧、大西広、孫崎亨、矢吹晋らの著書を取り上げ、批判する。「尖閣」中国領論の根幹は、尖閣が中国領であったことがあったのかどうかであるが、これらすべての論者は、中国が尖閣は中国領であったことの証拠としている明清史料の検討を満足に行なっていない。村田は、中国の議論を踏襲し、陳侃の『使琉球録』などが「古米山」（久米島）が琉球王国の領土であったとする記述を根拠として、久米島以西は中国領であり、従って尖閣諸島は中国領であると論ずるが、久米島以西は中国領なのかという議論を行なっていない。大西は、日清戦争や沖繩返還協定を取り上げ、国際法の通告義務などを論ずるが、肝心の尖閣は中国領であったことがあったのかという問題を検討していない。孫崎は、明清史料の名をいくつかあげているが、どれひとつ読んでいない。矢吹も、外務省は「棚上げ合意」の記録を削除したと主張するが、明清史料を検討していない。

キーワード

「尖閣」論、「中国」エピゴーネン、村田忠禧、大西広、孫崎亨、矢吹晋

はじめに

日本では二〇一三年現在、自民党・公明党・民主党から日本共産党に至るまで尖閣諸島は日本の領土であると国論は一致している。二一世紀に入ると、日本では芹田健太郎・原田禹雄^{のふお}らが健筆をふるった。

芹田健太郎／明清・琉球・日本史料一五点 芹田健太郎『日本の領土』（中央公論社 二〇〇二年六月、二〇一〇年一二月中公文庫版あり）は、次の一五点をあげている。

- ① 陳侃『使琉球録』、② 郭汝霖『重刻使琉球録』、③ 蕭崇業・謝杰^{しやうしゆうぎやう しやけつ}『使琉球録』、④ 夏子陽・王士禎^{か しやう たい}『使琉球録』、⑤ 胡靖^{こせい}『杜天使冊封琉球真記奇観』、⑥ 張学礼『使琉球記』、⑦ 汪楫^{しやう}『使琉球雜録』、⑧ 徐葆光『中山伝信録』、⑨ 周煌^{しゅうかう}『琉球国志略』、⑩ 李鼎元^{りてい}『使琉球記』、⑪ 斉鯤^{せいこん}・費錫章『統琉球国志略』、⑫ 林鴻年^{りんこうねん}・高人鑑の「使録」は散佚したが、その針路は⑬に引用されている、⑬ 趙新^{しやうしん}・于光甲^{うくわうか}『統琉球国志略』。⑭ 『明史』、⑮ 陳壽祺^{ちんじゆき}『重纂福建通志』（一八七一年版）。

*なお、芹田健太郎の「郭如霖」は「郭汝霖」の誤植、「蕭崇業」は「蕭崇業」の誤植、「季鼎元」は「李鼎元」の誤植、「斉鯤」は「斉鯤」の誤植である。

しかし、日本にも尖閣が中国の領土であると主張する人びとはいる。筆者の知る範囲では、一九七〇年代には日本史研究者の故井上清（京都大学教授）がその代表者であったが、二一世紀になってからのその後継者には、村田忠禧（横浜国立大学教授）・孫崎享^{うけ}（元外務省国際情報局長・元防衛大学校教授）・大西広（慶應義塾大学教授）・動労千

葉・矢吹晋（横浜市立大学名誉教授）などがいる。このうち、孫崎はマスコミへの登場回数も多く、二一世紀日本における「尖閣諸島」中国領」論の代表格である。

筆者は当初、「尖閣問題総論」（はじめに、I. 尖閣諸島問題をめぐる歴史、II. 「尖閣諸島」中国領」論の系譜、III. 党和国家主義と「近代国家」の枠組み、IV. 日本のマスコミ論調と尖閣シミュレーション、V. 結論、VI. 尖閣関連参考文献、VII. 尖閣関連資料）を発表するつもりだったが、分量等の関係で一度にまとめて出すことが不可能になった。本稿は、そのIIの一部分である。なお、引用文中の「」内は斎藤による注であり、引用文中その他のゴチ・ルビも斎藤による。

一、村田忠禧（二〇〇四年）

村田忠禧のインターネット「尖閣列島・釣魚島問題をどう見るか——試される二十一世紀に生きるわれわれの英知」（二〇〇四年二月六日）と著書『尖閣列島・釣魚島問題をどう見るか——試される二十一世紀に生きるわれわれの英知』（日本橋報社 二〇〇四年六月）は同内容で、井上清に対する崇敬の念を表明し、「尖閣諸島」中国の固有の領土」論を展開する。村田も、文化大革命当時、文革礼賛の立場に立っていたので、さもあらなと思われる主張ではあるが、一九七六年に文革は破綻しているので、それにもかかわらず反省しないというのは文革流に言えば「悔い改めない中国追随派」とでも言うのだろうか。もっとも、本家の中国ではとくに「文革は間違っていた」と認めているが。

「優れた先人たち」と「領海法」 村田は、「二〇世紀の歴史を開拓した優れた先人たち」の「知恵」に学ぶべきと言う。その「先人たち」とは、誰か。村田は、一九七二年の周恩来と一九七八年の鄧小平の名をあげている。

一九七二年九月二九日、日中国交正常化交渉のさい、田中首相が周恩来に「尖閣諸島についてどう思うか？」と発言したところ、周恩来は「尖閣諸島については、今回は話したくない。今、これを話すのはよくない。石油が出るから、これが問題になった。石油が出なければ、台湾も米国も問題にしない」と応じ、それでこの話は打ち切りとなったとされる。それだけの話であり、そこで田中首相と日本外務省が尖閣諸島は「日本の領土」と発言しなかったのは誤りである。この会談経過は事実上、「棚上げ合意」とされるが、約束というほど明確な確認があったわけではなく、日中間で明文化されたわけでもない。

一九七八年八月、日中平和友好条約締結のさい、鄧小平は「尖閣は次世代に譲ろう」と発言し、園田外相はそれ以上いわずに「下さい」と言った（園田直『世界 日本 愛』三三八頁 第三政経会 一九八一年五月）。園田外相が尖閣は「日本の領土」と発言しなかったのは、誤りと言えば誤りであり、事実上、「棚上げ合意」とされているが、明文化されたわけではなかった。日本政府は、これらの経過に縛られる義務はないのである。

しかも、この鄧小平発言のわずか一四年後、鄧小平健在の一九九二年に中国政府は尖閣を中国の領土と規定した「領海法」を決定し、「棚上げ」を中国政府自身が破棄し、「棚卸しおろ」したこと、この決定に中国の最高権力者であった鄧小平が関わっているに違いないことについて、村田は言及していない。

「無主の地ではなかった」のか 次に村田は、「この島々の領有権のポイントの一つはいわゆる『無主地』」であったか否か」と言っている。正にその通りである。だが、彼は米慶余論文と同じく（村田は米慶余論文には言及し

ていないが)、明の陳侃かんなどの史料に基づき、「古米山くめじま」(久米島)が琉球王国の領土であったということを理由として尖閣諸島は「中国」の領土であったという論法をとっており、琉球国の外側が明朝の領土・領海であったのかどうかについて検討をしようとしなさい。米慶余論文同様、論理に大穴があいている。

村田は、琉球国の外側が明朝の領土・領海であったことの根拠めいたものとして、尖閣諸島が明朝の「海防」の範囲に入っていたということをおげるが、明朝が海防の範囲と見なしていたとしても、どのような海防活動を行っていたのかに言及しなければ、明朝の支配領域であったと断定することはできない。現在、中国はアフリカのソマリア沖で海賊監視活動を行なっているが、だからといってソマリアは中国の「固有の領土」だとは言わないだろう。

しかし、村田は以上によって尖閣諸島は明朝の「領土・領海意識は明確であり、無主地論は成立しない」と結論する。これは、明朝が尖閣諸島を実効支配していたという論証とは言えず、およそ説得力の欠けた議論である。

また、村田が指摘する一九五〇年代の日本政府委員が尖閣諸島について満足に島の名も言えないほどの認識しか持っていなかったというだけでなく、日本の領有を否定する根拠とはなるものではない。

村田は、「日本も中国(台湾当局も含む)も、……この島々周辺の海底に石油が産出する可能性があるとの情報が流されてのち、領有を主張するようになった」という点は、中華人民共和国・台湾についてはその通りだが、日本については米軍占領下の一九四五年から一九七二年までは施政権を奪われていたのを除いて、一八九五年から一九四五年まで領有・実効支配していた事実があり、一八九六年から一九四〇年まで島は利用されており、日本人の居住という事実もあったこと、一九四五年以降も領有権を持っていたことを無視した議論である。

なお、村田が日本と中国における「民族主義的風潮」を憂える指摘には、日本に関わる部分については同意できないが、中国については同感できる。

二、大西 広（二〇一二年、二〇一三年）

大西広の『中国に主張すべきは何か——西方化、中国化、毛沢東回帰の間で揺れる中国』（かもがわ出版 二〇一二年一〇月）は、二〇一二年九月反日騒動後に日本で出た最新の「尖閣諸島Ⅱ中国領」論であろう。

大西は井上清と同様に、一八九五年一月の日本政府による尖閣領有の閣議決定が清朝に通告されなかった（大西 七九頁）と述べる。

これは事実であるが、清朝への通告は領有の必要条件ではなかった。その点は、大西も『季刊中国』二〇一三年六月号論文で認める。

次に大西は、一八九五年四月の日清戦争講和会議では、日本に「割与」される「台湾」の範囲に尖閣諸島は入っていないが、清朝は尖閣諸島を問題にする余裕はなかった、「抗議は不能だった」（大西 八二頁）、従って、尖閣は日本による「戦勝による取得」（大西 八一頁）である、とする。

この主張は、論理的だとは思わない。日清戦争講和のさい、清朝は抗議しようという意思があれば抗議できたし、かりにこのときには清朝に抗議する余裕がなかった（これは大西の推測にすぎないが）としても、一八九五年から清朝が減じる一九一一年までの一六年間には抗議する意思があれば抗議できたはずであるし、また、中華民国

三七年間にも、一九四九年に中華人民共和国が成立してからはじめて領有を公式に主張する一九七一年までの二二年間にも抗議していない。一八九五年四月にはもしかすると抗議する余裕がなかったとしても（そんなことはなかったのだが）、一八九五年四月に限定する理由はないのである。

次に大西は、日本政府による一八九五年（大西の「一九九五年」はもちろん間違い）一月の尖閣領有閣議決定では「久場島・魚釣島」の二島だけで、「大正島、北小島、南小島と沖の北岩・南岩、飛瀬の岩礁がいつであったか示せない」（大西 八三〜八四頁）と指摘している。

これは、尖閣領有の閣議決定の当否を左右するような性格の問題ではないことは、奥原敏雄がすでに『朝日アジアレビュー』一九七二年夏号論文で述べていた。

大西は、琉球政府が石垣市に「標杭」（国標）を「久場・魚釣」二島に建てさせたのは、国連エカフエの調査後の「一九六九年」だった（大西 八四頁）と指摘する。

一九六九年以前に標杭が建てられていなかったとしてもそれ自体が日本の領有を否定できる論拠とはならない。日本の法学者によれば、領有における決定的要件は「領有意思の存在」と「実効支配の有無」だからである。

大西は、さらに中華人民共和国の一九七一年二月の「釣魚島は中国の固有の領土」宣言は同年六月の「沖繩返還協定に関わるもの」であって「一九六八年の海底石油の発見への反応と主張するのは筋違い」（大西 八四頁）と主張している。

文字づらからはそうだが、これは的外れもはなはだしい。中華人民共和国が一九七一年に至るまで「釣魚島は中国の固有の領土」と主張したことは一度もなかったのであり、「釣魚島は中国の固有の領土」との主張は誰が見て

も明らかに石油ねらいであり（村田忠禧も認めている）、そのために中華人民共和国は沖繩返還協定に抗議したのである。大西は、周恩来が一九七二年に尖閣諸島が日中間の問題になるのは「石油」のせいと語っていた事実すら無視している。

大西は、一九七二年周恩来発言と一九七八年鄧小平「棚上げ」論に田中首相と園田外相が「それぞれ反論しないという形で合意している。これが外交上の正式の合意レベルと理解されなければならない」と述べている（大西八五～八六頁）。

田中首相と園田外相の尖閣問題をめぐる発言は日本の外交姿勢として誤りであるが、日中間に「棚上げ」という合意文書は存在せず、日本政府が「棚上げ」論に縛られる必要はない。

大西は、井上清『釣魚諸島の史的解明―「尖閣」列島』（現代評論社 一九七二年一〇月）について、「この本は特定政党批判を前面に出しているところに問題があるが、日本現代史学の大家が全精力を注いで書き上げた書物だけあって、日本史研究者の間では基本的な評価を得ている」、「私が京都でお付き合いしていた日本史関係者の多くは基本的にこの見解を支持している」と言う（『季刊中国』二〇一三年六月号）。

大西が井上清の追隨者・崇拜者で「尖閣諸島＝中国領」論を継承しているのは、残念なことである。井上清書の問題点は「特定政党批判を前面に出している」ことなどではなく、誤読、つまみ食い、思いこみで綴られた内容にあるのである。

大西は、『季刊中国』二〇一三年六月号に「尖閣領有に関する外務省見解の国際法的検討」を発表している。

筆者は、国際法については門外漢なので、大西論文の法理論的検討は専門家に委ねるが、主として歴史的側面に

ついてコメントしておこう。

大西論文は、第一に「先占において領有意思の宣言・通告は不要」とする「国際法上の通説」を検討する。大西は、日本政府による尖閣諸島領有について清朝に対する「通告義務があったとは言えない」といちおう認めるが、通告は「望ましかった」だろうと言う。それは、日本の「尖閣諸島＝日本領」論に立つ国際法学者たちもそう考えているようである。

大西は第二に、「無通告」の場合の「必要条件」を検討する。「先占の四条件」は大寿堂鼎によれば、①「先占の主体」は「国家」、②「客体」は「無主の土地」、③「先占の精神的要件」は「国家が領有の意思」を持っていること、④「先占の実体的要件」は「実効支配」だが、③の「意思は、その旨の宣言、他国に対する通告、国旗または標柱をたてることなどによって表示される」のだが、日本政府はこの「『など』に依拠し」、(イ)一八九六年に尖閣諸島を沖縄県八重山郡に編入、(ロ)古賀辰四郎による開拓、(ハ)下関条約に基づく台湾受渡しに関する交換公文作成過程のやりとり、をあげているとして、それぞれ検討する。

(イ)について、大西は、勅令第一三号には「八重山郡」としか書かれていないのに、尖閣諸島を八重山郡に含むと解釈しているが、距離があり、無理があり、「国家の意思」と言えるのかと疑問を呈する。

勅令第一三号には「八重山郡」としか書かれていないことは事実であるが、沖縄県が尖閣諸島を「八重山郡」に所属させたことも事実であった。

(ロ)大西は次に、古賀辰四郎による開拓は「実効的な占有」として「一般的には十分な根拠となるものである」ことを認めるものの、「中国側はこの領土＝尖閣を一八九五年の下関条約によって日本に割譲されたと考えている

限り、古賀によるこの開拓を先占行為と認めることはでき」ない、と否定するのである。

中華人民共和国は「釣魚島」が「台湾の付属島嶼」として「日本に割譲された」（二〇二二年九月中国国務院文書）としているが、下関条約に関するこの認識は不正確なのであり、大西が尊敬する井上清も否定していたことである。

大西は、第三に「清国は一八九五年六月に日本の先占を認識できたか」を検討し、一八九五年六月時点で「当時の日本の地図ではどの地図も尖閣を台湾の一部として示していないからこの時点で中国は尖閣を中国領土として残っているものと理解できたはずだ」とする。

一八九五年六月の時点では、あるいは清朝は日本による尖閣諸島領有を知らなかったかもしれない（あるいは知っていたかもしれない）が、一八九六年以降の古賀による開拓の事実は知っていたであろうし、抗議することもできたであろうが、清朝はその後いかなる抗議も行なわなかったという事実は重いであろう。議論を「一八九五年六月」に限定することには、意味がないのである。

大西は、第四に「パルマス裁定の基準を再度考察する」とし、「中世に遡る領有権権原」がそれなりに尊重されるべきだと主張する。

しかし、明清期に尖閣諸島をどのような程度においても領有していた事実がまったく存在しないことから言え、この議論は意味をなさない。

大西は、第五に「パルマス裁定自体へのその後の批判と『決定的期日』の議論」を検討し、尖閣諸島をめぐる「決定的期日」、すなわち「クリティカル・デート」には「一八九五年」とする説と「一九七一年」とする説があることを紹介している。この点は、国際法学者の議論に委ねよう。

大西に期待したいのは、井上清のような「尖閣諸島＝中国領」という思いこみを相対化し、日本の日中友好運動が文化大革命のさいに中国に対して「自主性」を堅持した伝統の教訓を汲み取ることである。

三、全国労働組合交流センター（動労千葉 二〇一二年）

「全国労働組合交流センター」なる団体が二〇一二年一月に街頭で配布していたビラは、「動労千葉」系の団体と思われるが、尖閣諸島について「一方的な略奪行為」とし、当時、辞任したばかりの石原東京都知事の尖閣諸島購入計画について「無責任な戦争挑発」、「高まる反原発のうねりや、六割近くが非正規になってしまった青年労働者の『生きていけない！』という怒りの声をそらし押しつぶすために、『尖閣』や『竹島』を叫びたてている」としている。井上清とほぼ同じ論調である。

この団体は、尖閣諸島を中国のものと思いこんでいるようだが、大局的に尖閣諸島問題をめぐる二〇一二年の日中関係を見た場合、日本が「戦争挑発」をしているという主張は逆立ちした見方である。石原都知事の意図が何であれ、尖閣諸島問題をめぐって「戦争挑発」をしているのは紛れもなく中国であり、日本は受け身の姿勢に終始しているのが二〇一二年九月～十一月（本稿ケラ校正中の二〇一四年六月でも）の現状であった。

四、孫崎 享^{うける}（二〇一二年、二〇一二年）

孫崎享には、『日本の国境問題——尖閣・竹島・北方領土』（筑摩書房 二〇一二年五月、「孫崎 二〇一一」とする）と二〇一二年九月反日騒動後に『検証 尖閣問題』（岩波書店 二〇一二年二月、「孫崎 二〇一二」とする）がある。

四―一、『日本の国境問題——尖閣・竹島・北方領土』

孫崎享は、元日本外務省国際情報局長という要職にあった人物なので、当然、その発言は注目に値する。ところが、孫崎 二〇一一は日本外務省の見解とは正反対の意見で、争点を三つあげた上、ほぼ全面的に中国側の主張を支持する。

孫崎 二〇一一は、争点を以下の三点に整理している。

「争点一」は、「歴史的にどちらが先に領有を主張したか」である。

孫崎は、すでに見た陳侃の記述、一五六二年の明朝冊封使の記述、明朝嘉慶年間の『日本一鑑』の「釣魚島は小島小嶼なり」との記述、清朝の冊封使汪楫^{わうしやく}の記述などから、「一六世紀からすでに中国の版図に入った」

（孫崎 二〇一一 六三頁）、「文献は圧倒的に中国に属していたことを示している」（孫崎 二〇一一 六四頁）と結論し、「一九世紀以前に漠としてであっても中国の管轄圏内に入っていた尖閣諸島に対して、『これは無主の地』を領有する『先占』にあたる』の論理がどこまで説得力があるか疑問」（孫崎 二〇一一 六四頁）とし

ている。

しかし、明朝も清朝も少なくとも王朝として尖閣諸島の「領有」を主張したり、実効支配した事実はない。孫崎があげた文献に自分で目を通せば、「中国が領有を主張していた」などとは読めないことはわかったはずだが、孫崎は読んでいない。だから、こんなでたらめが言えるのである。明朝成立以来の歴史の中で尖閣諸島について国家権力がはじめて領有を主張したのは、一八九五年の日本政府だったのである。

①陳侃^{かん}、②一五六二年の明朝冊封使（郭汝霖・李際春『重編使琉球録』を指す——筆者注）、③明朝嘉慶年鑑の『日本一鑑』、④清朝冊封使汪楫^{しゅう}が「尖閣諸島＝中国領」の根拠にならないことは、拙稿「二〇世紀『中国』エビゴネン井上清批判」（『中央大学論集』第三五号。拙著『尖閣問題総論』所収、創英社／三省堂書店、二〇一四年三月）で検討した通りだが、孫崎は奥原敏雄・尾崎重義・緑間栄・芹田健太郎・原田禹雄^{のぶお}らの著作を参照できたはずなのに手抜きし、井上清の誤りを踏襲しているのは日本外務省国際情報局長という要職にあった人としてはあまりにも不勉強と言わざるをえない。

中国は「尖閣諸島を管理してきた」と言っているが、明朝も清朝も尖閣諸島を管理したと言っているという資料は何も提示されていない。いったい明清史料のどこに「中国は尖閣諸島（釣魚島）を管理してきた」などと書いてあるというのだろうか。明朝も清朝も、尖閣諸島近辺の海を「海防」の対象と見なしたことはあったが、尖閣諸島そのものを管理したことはなかったし、「領有を宣言」したこともないのである。まず、議論の出発点が間違っている。

「争点二、『一八九五年尖閣諸島の日本併合をどうみるか』で、日本は清国の支配が及んでいる痕跡がない

ことを確認した上で、一八九五年に日本の領土に編入した、下関条約には尖閣諸島は含まれていない、としているが、「日本が中国を侵略する野望があると疑われることを憂慮」していたし、日清戦争で「清国は敗戦した」ので、「台湾全島とそれに付随する全ての島嶼」を割譲させた、「近代国際法は侵略行為は合法的権利を生み出せない」とし、「一八七九年から一八九〇年にかけて日本が清朝と琉球問題について交渉した時、双方は琉球の範囲は三六の島嶼に限られ、釣魚島はその中に入っていないことを一致認定した」としている（『北京週報』一九九六年三四号）とする（孫崎 二〇一一 六七～六九頁）。

これは、劉宗文一九九六年論文の主張のただの受け売りで、孫崎はこれらの論点を何も検討することなしに鵜呑みにしている。

孫崎は、「中国は一貫して尖閣諸島は台湾の一部と主張している」（孫崎 二〇一一 六九頁）とする。

孫崎による中国側の主張の紹介は、客観的な紹介ではなく、中国側の主張への無条件的支持表明となっている。

ここでは、「アメリカ追隨」の裏返しとしての「中国追隨」にほかならない。

国標建設問題も、日本政府が一八九五年まで国標を建てる決定をしなかったのは、尖閣諸島が中国の領土であると認識していたからではない。それくらい、『日本外交文書』を読めばわかることである。外務省の役人が、『日本外交文書』もろくに読んでいないのだろうか。

日本政府が一八七九年から一八九〇年にかけての時期に尖閣諸島が琉球に含まれないとする合意などというもの存在せず、尖閣諸島が中国に所属するという合意を意味するものもない。すべて、中国の誤った主張の受け売りである。

「争点三」は、「尖閣諸島は日本の下、及び第二次大戦後沖繩の一部として扱われていたか、台湾の一部として扱われていたか」である。

孫崎は、日本の主張と中国の主張を次のように整理する。

日本側の主張は、「平和条約第三条でアメリカの施政権下に置かれていたが、返還されるまでの間も尖閣諸島は日本の領土であった」（日本外務省HP）、二〇一〇年一月五日『赤旗』も、「中国は一八九五年から一九七〇年までの七五年間、一度も異議も抗議も行わなかった」というものだった。

中国側の主張は、①東京裁判所は一九四四年、「台湾州」の管轄とした、②アメリカ国務省のマックラウスキーは、アメリカは沖繩の施政権を返還するが、施政権と主権は別物で、主権争いは当事国が解決すべきと言った、③一九五〇年六月二八日、周恩来外交部長は「台湾と中国に属するすべての領土の回復」を主張した、④中華民国政府外交部は一九七〇年、釣魚列嶼しよを琉球と一括して日本に移管することに反対した、⑤中華人民共和国外交部は一九七一年二月三〇日、釣魚島を返還区域に組み入れた沖繩返還協定に反対した、⑥中国は一九七二年五月二〇日、釣魚島を日本への返還区域に入れたことを批判する書簡を国連事務総長に提出した、というものである（二〇一一 六九〜七二頁）。

孫崎は、以上の事例をあげた上で、「中国側は一貫して尖閣諸島（釣魚島）は台湾に属しているとの立場をとっている」、サンフランシスコ平和条約（以下サ条約）では「日本は台湾に対する全ての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定しているとして、「『中国は一八九五年から一九七〇年までの七五年間、一度も日本の領有に異議も抗議もおこなっていない事実がある』との『赤旗』紙の指摘は必ずしも正確ではない」（二〇一一

しかし、孫崎があげた六点およびサ条約の規定は、中国が尖閣諸島の領有を主張してきたという論拠には全然なっていない。

①は、『中国』一九七一年二月号に掲載された月刊『明報』論文がネタで、奥原敏雄『中国』一九七二年六月号論文がとくに批判しているものである。奥原によれば、①尖閣諸島付近は戦前戦後を問わず、漁業権が設定されるような水域ではなかった、㊦『明報』は「最高裁」判決と言っているが、当時は「大審院」である、㊧「台北州の管轄」について「花瓶嶼あたりを魚釣島か久場島と錯覚したものと思われる」と論評しており、そのような判決の存在そのものが疑問視されているしるものであり、判決証拠物件の提示が議論の条件である。

②はアメリカの二股(または三股)膏藥的な矛盾した政策であり、尖閣諸島が中国領であるという証拠とはならない。

③は、『赤旗』は「台湾と中国に属するすべての領土」の中に尖閣諸島は入っていないと主張しているのであり、またサ条約での「放棄」対象にも尖閣諸島は入っていないと主張しているだから、孫崎は「入っていた」ことを論証しなければ、中国が「尖閣諸島は中国領だと主張していた」という証拠にはならない。

④⑤⑥は石油埋蔵の可能性が指摘されたあとの、沈黙の「七五年間」のあとの主張であり、『赤旗』への反論材料ではない。

外交官であった人が、こんな杜撰な論法が通用すると思っ**ず**ているとは、想像を絶することである。日本の外交官であった人の中にこんな中国追随をする人がいるというのは、びっくりである。

次に孫崎は、①一九七〇年代に中国が尖閣諸島問題を「棚上げ」したのは中国にとつては不利なことであつたとし、二〇〇〇年日中漁業協定は問題を起こした国の漁船に相手国が直接接触しないという原則だったのに、二〇一〇年九月、日本が中国漁船に停戦命令を出したのは合意違反と批判する（孫崎 二〇一一 七三―八四頁）。

②孫崎はまた、菅直人首相が二〇一〇年六月八日に「尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない」との答弁書に署名したことは間違いと批判する。

その理由は、(イ) 中国が尖閣諸島を自国領と見なしている、(ロ) アメリカは主権問題で日中いずれの側も支持しないとしている、(ハ) アメリカ中央情報局(CIA)、アメリカ国防省(ペンタゴン)、イギリス放送協会(BBC) ウィキペディアなどが尖閣諸島は「主権をめぐり係争中」としているという点をあげており、「領有権の問題はそもそも存在しない」とするのは「無理」と結論する(孫崎 二〇一一 八七―九〇頁)。

①漁業協定の問題は、筆者は確かめていないが、「問題を起こした国の漁船に相手国が直接接触しないという原則」は領海外で適用されるのではないか。漁業協定は、領海に侵入した中国漁船がしかも海上保安庁船に体当たりするという不法行為をしたのに対して海上保安庁が逮捕することを禁止しているのだろうか。そんなことは、ないだろう。

②(イ)「中国が尖閣諸島を自国領と見なしている」から、日本政府が「領有権の問題はそもそも存在しない」というのは間違っているなどと言うのは、まともな理屈とは思われない。日本は、中国の属国ではない。

(ロ) アメリカは主権問題で日中いずれの側も支持しないとされているという点は、「第三者」としての立場の表明

であり、日本の領有権主張に反対しているわけではなく、中国の主張を支持しているわけでもない。

(ハ) アメリカなどが「主権をめぐり係争中」としているというのは、同じく「第三者」の立場の表明に過ぎず、日本の領有権主張の当否に影響するものではない。

二国がそれぞれ領有権を主張する地域について第三者、第三国が「主権をめぐり係争中」と見るのは無理もないが、実効支配を行なっている国が「領土問題は存在しない」と主張するのは通常のことである。たとえば韓国は竹島について「領土問題は存在しない」と主張しているし、中華人民共和国も南シナ海の中国名「黄岩島」について「領土問題は存在しない」と主張している。

孫崎はまた、領海侵犯した中国人船長を「国内法によって粛々と行なう」としたことは間違いで、「棚上げ」廃止は「中国軍部が望んでいること」と批判し、中国にも軍事力を使って尖閣諸島を奪取しようとしているグループと紛争を避けたいグループがあるので後者と連係することが重要と述べている(孫崎 二〇一一 八七―九四頁)。

領海侵犯した中国人船長を「国内法」によって処罰するのは主権国家として当然の行為ではないのか。

尖閣諸島「棚上げ」廃止は、「中国軍部が望んで」いようとまいと、中国がすでに一九九二年の「領海法」で釣魚島は中国領と規定したときに「棚上げ」論は廃止されているのである。

中国内の紛争を避けたいグループと連係することによって、現在中国がとっている領海侵犯・領空侵犯などの冒險主義政策を転換させることができるのなら大変結構なことであるが、具体的にどんな展望があるのだろうか。実行を期待したいが、孫崎の主張から二〇一三年七月現在に至るまで中国は冒險主義的をやめる気配はまったくくない。

同じ元外交官でも、東郷和彦（保坂正康・東郷和彦『日本の領土問題―北方四島・竹島・尖閣』角川書店 二〇一二年二月）は孫崎とはかなり異なるスタンスを取っている。

四―二、『検証 尖閣問題』

孫崎 二〇一二は、「I. 尖閣問題にどう対処するか」、「II. 日中両国の主張を検討する（ここで小寺彰論文、天児慧論文、小寺・天児・孫崎による座談会）」、「III. 座談会 外交力が試されている（石川好・宋文洲・孫崎）」、「IV. 座談会 国境問題を解決する道はどこにあるか（岩下明裕・羽場久美子・孫崎）」となっている。孫崎以外については、「中国」エビゴーンという呼称はとりあえずはせずしておこう。

I. は三節に分かれている。

「一、『尖閣諸島は日本の領土で何ら問題ない』という日本側の考え方は国際的に通用するか」（孫崎 二〇一二二頁）である。

①まず、「軍事面に発展した時、中国政府は断固とした態度をとる」（孫崎 二〇一二四頁）と言う。

日本政府は「軍事面に発展した時、日本政府は断固とした態度をとる」などとは言っていないことは、誰でも知っている。ここで不思議なのは、このような軍事威嚇をしているのは中国であって日本ではないのに、孫崎は中国の威嚇的言動を全然批判しないことである。

②に「『尖閣不況』が起る可能性がある」（孫崎 二〇一二七頁）と言う。

だからと言って、問題は中国の不当な要求に屈するわけにはいかないということではないか。

③孫崎は、「相手の主張を十分理解」することが必要（孫崎 二〇二二 一一頁）と言う。

それはいいとして、しかしまたしても不思議なことに孫崎は日本が中国の主張を「理解」することだけを要求し、中国に日本の主張を理解するよう求めないことである。

④尖閣諸島を「日本固有の領土」と見るか、「係争地」と見るかが問題で、「ポツダム宣言」では「日本国の主権は本州・北海道・九州・四国ならびにわれらの決定する諸小島に局限」されているのだから、尖閣諸島を「日本のもの」と主張するのは、「通用しない」（孫崎 二〇二二 一一―一四頁）と言う。

しかし、「われら」（連合国）は尖閣諸島には日本の主権は及ばないと「決定」しなかったのではないか。

孫崎は、「カイロ宣言」は「満州・台湾および澎湖島のごとき日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還すること」としており、中国は「中国が最初に釣魚島を発見し中国の版図に入れた」云々と言っており、中国側は尖閣諸島を日本が「盗取したる一切の地域」に入ると見なす可能性が高い（孫崎 二〇二二 一四―一五頁）と論ずる。

それは、中国の一方的な主張なのであり、中国のものであったという根拠を中国側は提出できていないのである。

孫崎は、尖閣諸島に日本領を主張するひとは「ほとんどポツダム宣言、カイロ宣言、サンフランシスコ条約に言及していない」（孫崎 二〇二二 一六頁）と称する。

そんなことは、ないのではないか。孫崎自身が所属していた日本外務省のホームページでも、ちゃんと言及しているし、冊封使録に限定している原田禹雄を除いて日本の論者のほとんど全員が言及しているではないか。それなのに、「カイロ宣言」、「ポツダム宣言」に関する「言及がない」というこの論点は、孫崎 二〇二二の一―一四

頁でも二九〇三〇頁でも繰り返されている。

孫崎はさらに、サ条約は「日本国は、台湾および澎湖諸島に対するすべての権利、権原および請求権を放棄する」としている（孫崎 二〇一二 一六頁）とする。

しかし、サ条約は尖閣諸島が「台湾および澎湖諸島」に所属するとは規定していない。

孫崎は、ポツダム宣言が「その他の島々は連合国が決める」としており、アメリカは尖閣諸島の主権に中立を決めこんでおり、「日中の間に楔を打ちこむ意図」がある（孫崎 二〇一二 一六頁）と言う。

しかし、すでに述べたように連合国は尖閣諸島には日本の主権は及ばないとは「決定」しておらず、アメリカは尖閣諸島を含む沖縄諸島の施政権を日本から取得したのである。アメリカの尖閣諸島主権問題についての「中立」表明は、一九七〇年九月から始まったものであったが、その打算が何であろうと、「尖閣諸島＝日本領」という日本の主張には影響はない。

⑤孫崎は、劉文宗論文ほかによって中国側の主張を次のようにトレースし、そのまま鵜呑みにする。

(イ) 中国は琉球から尖閣諸島に行くのは不可能だと言っている（孫崎 二〇一二 二七頁）とする。

これは劉文宗論文が井上清の論を受け売りしたもの（その元は楊仲揆論文）で、事実と反する。孫崎は、いい加減なことを書く前に奥原敏雄・尾崎重義・緑間栄・芹田健太郎・原田禹雄のなどを読むべきだったのではないか。

(ロ) 陳侃・『日本一鑑』・「汪輝」等の記述、等に言及し、「以上の事実は」「一五世紀からすでに中国の版図に入っていたことを示している」と劉文宗論文が言っている（孫崎 二〇一二 二八頁）とする。

これも拙稿「二〇世紀『中国』エビゴーン井上清批判」で論破済みである。なお、「汪輝」は誤字で、正しく

は「汪楫^{しやう}」である。孫崎は、劉文宗論文に書かれていることが正しいかどうか確かめようともせず、鵜呑みにしているのである。

(八) 胡宗憲『籌海図編』がある(孫崎 二〇二二 二七頁)、と言う。

『籌海図編』は、尖閣諸島が中国領であったことの証拠などではなく、航海の目印を示したものであったことについては、奥原敏雄・原田禹雄などを見よ。

(二) 西太后詔書がある(孫崎 二〇二二 二七頁)と言う。

「西太后詔書」問題のネタは、楊仲揆『祖国』一九七二年二月号論文であるが、緑間栄は、①清朝が尖閣諸島を領有しているという意思を持っていたのなら、この「詔書」が告示されたのは「一八九三年」であるから、一八九五年の日本による領有には抗議する機会があった、②この「詔書」の実物を見た日本人はいない(『尖閣列島』ひるぎ社 一九八四年三月)と指摘している。本物だと言うなら、少なくとも実物を提示すべきである。孫崎は、実物を確認したのだろうか。

虞正華『歴史月刊』一九九七年一月号論文は、①この詔書には「欽此」という文字が書かれているが、皇帝・皇后がみずから上諭を書くとき、この二字はありえない、②この上諭にある「慈諭」はかならず改行されるのにされていない、③「慈禧太后之宝」という印が押されているが、正しくは滿漢文が並列されるのに漢文しかない、④盛宣懷の官職は「太常寺少卿」なのに「太常寺正卿」となっている、⑤清朝には土地を与える規定はない、と指摘している。

この「詔書」は、ずっと前から偽書と疑われているのである。中国は、偽造品天国である。

(ホ) 尖閣諸島Ⅱ中国領有論の根拠資料は陳侃・郭汝霖・向象賢・程順則・『三国通覧図説』である(孫崎二〇二二二七頁)と言う。

ここにあげた史料については、奥原敏雄・尾崎重義・緑間栄・芹田健太郎・原田禹雄などを見よ。これらが「尖閣諸島Ⅱ中国領」論の根拠とならないことは、すでに論破しつくされているのである。明朝でも清朝でも尖閣諸島を領有していたという証拠は、一切存在しないのである。

孫崎は、これらの論述史をまったく見ていないのだ。いくらなんでもひどすぎないか。こんな人が日本外交の情報を担当しているのでは、日本は確実に滅びる。ところが、週刊誌『アエラ』の広告によれば、この方は「憂国の士」なのだそうである。言いたくはないが、それってブラックユーモアではないか。

⑥孫崎は、明治政府が陳侃・郭汝霖・向象賢・程順則・『三国通覧図説』などの文献を、『沖繩当局を通じる等の方法による現地調査』で行ったのであろうか。はなはだ疑問である(孫崎二〇二二二七頁)と言う。

やや文意不明だが、明治政府はこれらの文献を調べていないのだろうか。当時の明治政府がどれだけ調べたかの記録が残っているのかどうか、わたしは知らない。孫崎自身がこれらの文献を調べていないことは彼の文章から明らかだが、①当時の明治政府は内務卿山県有朋より外務卿井上馨かおるあて明治一八年(一八八五年)一〇月九日付け文書の付属書である内務卿より太政官たじょうかんあて上申案に『中山伝信録』をあげている経緯からも、すべてではないにしても明清・琉球・日本史料についてそれなりに知っていたと見るべきであらう。つまり、全然知らなかったわけではない。さらに②全部知っていたとしても、尖閣諸島Ⅱ「無主地」という判断に変化がありえたわけではない。孫崎のこの指摘は、無意味なのである。

⑦孫崎は、日本共産党が尖閣諸島をめぐる中国側が「七五年間、一度も日本の領有に対して異議も抗議もおこなっていない」と指摘していることを、「多分中国の歴史を無視している」（孫崎 二〇二二 三二頁）と批判し、次のように述べる。

（イ）中国は一八四〇年以來のアヘン戦争で「尖閣諸島うんぬんを発言出来る時代ではない。」（孫崎 二〇二二 三二頁）

これは、悪女の深情けとは言わないが、中国もそんなことは一言も主張していない。腐^たっても鯛だ。一九世紀後半の清朝は、落ち目であったとはいえ、まだまだ東アジアの堂々たる大国だった。だから、井上清は明治政府が清国を恐れて国標建設を躊躇していたのだと言ったのではない。孫崎は、歴史理解を見直してみるいい機会だろう。ひとつだけ例をあげておけば、「明治一九年（光緒二十二年、一八八六年）長崎事件」がある。孫崎がよく知っているはずの『日本外交文書』によれば、同年八月十三日、長崎に停泊していた清国軍艦四隻から上陸した清国水兵二〇〇名が長崎人民に暴行を加えたため、日本警察の調査が取締りにあたったところ、水兵は巡査に刀で切りつけ、双方各一名が負傷した。同月一五日夜八時、上陸した清国水兵六〇〇余名が日本人民衆一〇〇〇余名と衝突した。水兵は巡行する巡査の棒を取ろうとし、日本の巡査一名を殺害した。清国水兵側も、日本側の認識では士官一名死亡、一五〜一六名負傷、清国側の主張では死者五名、重傷六名、軽傷三〇名、行方不明九名という乱闘となった（『日本外交文書』第二〇巻五六五〜五九七頁）。

わたしは、この件について特に調べたことはないので詳細は不明であるが、当時の清国水兵たちにしても、日本の長崎で少なくともこのぐらいの騒ぎを起こす元気はあったのである。

(ロ) 一九四三年、「満州、台湾および澎湖島のごとき日本が清国人より盗取したる一切の地域を中華民國に返還する」としたカイロ宣言が出され、蔣介石も参加していた。ポツダム宣言は「カイロ宣言の条項は履行せらるべく」(孫崎 二〇二二 三二頁)としている。

カイロ宣言の言う「満州、台湾および澎湖島のごとき日本が清国人より盗取したる一切の地域」の中に尖閣諸島は入っていない。入っていると言うためには、日本が「盗取」したことが証明されなければならないが、それには尖閣諸島が「清国人」のものであったことが証明されなければならない。その証拠は提出できていないのであるから、「盗取」したとの主張は破綻^{はた}しているのである。

(ハ) 周恩来外務大臣は一九五一年八月二五日、対日講和問題について「カイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言を基礎とすべし」と発言している。従って、中国は「七五年間、一度も日本の領有に対して〔異議も講義も〕おこなっていない」(孫崎 二〇二二 三三頁)という判断は正当ではない。

一九五一年周恩来発言は、尖閣諸島が中国のものだと一言も言っていない。

以上、中国は「七五年間、一度も日本の領有に対して異議も抗議もおこなっていない」という日本共産党、日本外務省など(だけに限らないが)の指摘は正しいのである。

孫崎はこのほか、玄葉光一郎外相が二〇二二年一〇月、仏英独を訪問し、尖閣諸島問題での協力を求めたが、不調に終わったことから、「日本の主張が国際的支持を受けていない」(孫崎 二〇二二 三二～三三頁)とする。

これは、中国の積極的対外宣伝活動にくらべて、日本の訴えが弱かったということにすぎず、どちらの主張に正

当性があるかということとは無関係である。

⑧、孫崎は日本外務省などの「先占の法理」論を批判する。

日本外務省、日本共産党、奥原敏雄ら尖閣研究会グループほか日本の法学者は、「先占の法理」論を支持している。

孫崎は、「先占の法理」を主たる論点とする判決は見たことがなく、尖閣諸島では「先占の法理」がポツダム宣言やカイロ宣言よりも重視される可能性はない」（孫崎 二〇一二 三五―三六頁）と断言する。

そうですかねえ、と言うほかはない。しかし、ポツダム宣言やカイロ宣言が尖閣列島領有問題の判断基準になるなどということは、ありえないだろう。

そして、孫崎は「尖閣諸島という海洋交通の要衝で、相当の規模の島が『無主物』であることはありえない」（孫崎 二〇一二 三六頁）と断言する。

これまた、歴史を知らないにもほどがあると言わざるをえない。前近代世界では「無主の地」はたくさんあったのだ。

孫崎は、重ねて「尖閣諸島において何よりも重視されるのは協定や合意事項であり、それはとりもなおさず、ポツダム宣言とサンフランシスコ条約となる」（孫崎 二〇一二 三七頁）と言う。

ポツダム宣言、サ条約が問題となるのは、東アジア太平洋戦争の戦後処理であるが、戦後処理で決定的な合意とはサ条約であると日本外務省は言っており（日本外務省HP）、サ条約には尖閣諸島は中国に帰属するという規定がないことはこれまでも見てきたところである。さらに中国自身、「中国はサ条約に縛られない」と主張している

のだが。

⑨次に孫崎は、日本の高校の歴史教科書における尖閣諸島問題を扱い方について、山川出版社『詳説 日本史』がポツダム宣言の第八項を記載していない、カイロ宣言中の「清国人より盗取したる一切の地域」が落ちている、サ条約は第二条が落ちている（孫崎 二〇二二 四〇～四二頁）と指摘している。

東京書籍『日本史B』は、ポツダム宣言第八項は記載しているが、カイロ宣言は「日清戦争以降に日本が中国から獲得した領域」と記載しており、サ条約は第二条が落ちており、第三条は記載しており、「極めて恣意的な選択」（孫崎 二〇二二 四二頁）と批判している。

（孫崎はさらに、中学校の教科書からも拾っているが、ここでは省略する。）

これは、このさい見っておけばいいだろう。

「二 尖閣問題は軍事的に解決が可能か」

第二節の論旨は、①中国軍は、戦争を準備している、②日本の自衛隊は中国軍に勝てない、③米軍は参戦しない、というものである。

①孫崎は「こちらが軍備を増せば、相手国は当然増す」（孫崎 二〇二二 四五頁）と言う。

中国軍の発言については、孫崎は中国の軍備増強が東アジアの軍事バランスをくずし、日本の対策はそれに対応する施策であるとは考えないのだ。

②孫崎は、日中軍事紛争が起こったとき、「日本に勝ち目は全くない」（孫崎 二〇二二 五一頁）と断言する。

だからといって、その裏返しで中国の言うことをきけというのは、帝国主義への屈服の論理である。卑屈すぎる

「中国追隨」の説得である。

③孫崎は、日中軍事紛争が起こったとき、米軍は参戦しない(孫崎 二〇二二 五一―六一頁)と断言する。

常識的には、米軍は尖閣戦争が起これば出動するだろうと見られるが、しない可能性もないわけではないだろう。しかし、もしそういう事態が生じれば、日本が日米安保を維持する理由は消滅し、安保廃棄に進むだろうし、世界各国でアメリカと軍事同盟を結んでいる国々の対米信頼関係が大きく損なわれることになる。アメリカ上院は、二〇一三年七月下旬に民主党・共和党を含めて全員一致で東シナ海における中国の軍事行動について警告する決議を行なったとこのことであり、孫崎の寝ぼけ眼よぼよとは違い、中国軍の冒険主義的行動の危険性を正確に認識しているのだと見られる。

孫崎は、中国が尖閣諸島に攻めこみ日本自衛隊が守り切れなければ、「管轄地は中国に渡る。その時にはもう安保条約の対象ではなくなる」(孫崎 二〇二二 五三―五四頁)と言う。

あまりにも幼稚で馬鹿げた話である。尖閣諸島が中国軍に占領されたら、直ちに「安保条約の対象ではなくなる」だろうか。そんなことは、あろうはずもない。中国軍が長期安定的に尖閣諸島を支配し、日本がそれを座視し続けるならば、「安保条約の対象ではなくなる」可能性はあるが、一時的な攻防で尖閣諸島が中国軍に占領されれば、当然、奪還作戦が行なわれるのであって、アメリカが直ちに尖閣諸島は中国領と認定するなどという事はありうるはずがないではないか。

孫崎の言いたいことは、アメリカに利用されるなどということだが、だからと言って何でも中国の主張を受け入れよというのでは、日本国民の合意は得られないだろう。

「三 尖閣問題で如何に平和的な解決を目指すか」

孫崎は、一九七〇年代から今日にかけて「右傾化が進んでしまった」（孫崎 二〇一二 五一頁）と言う。

わたしの見るところ、基本的に「平和主義」は守られているという点では日本が特に「右傾化」したという状況ではない。中国の威圧的威嚇的言動に対する反発は当然強まってきたが、ほとんど不感症のというほど日本のナシヨナリズムは昂揚していない。

孫崎は、「日本は一九七二年、一九七八年に尖閣問題の『棚上げ』に合意していた」（孫崎 二〇一二 六七～七三頁）のであり、中国は「棚上げ」を要望している（孫崎 二〇一二 七一頁）と言う。

「棚上げ」とは、中国側が一方的に言ったものであり、日本は反論も態度表明もしなかったが、合意があったわけではなく、その後、「棚上げ」方針を一方的に破棄したのは中国による尖閣諸島を中国領と規定した一九九二年「領海法」の制定だったのである。中国が「棚上げ」を要望しているのなら、領海法を修正するのだろうか。

孫崎 二〇一二 「I. 論評」の結論

孫崎の主張が中国側の主張を無批判に鵜呑みにしていることは明らかであり、それゆえ筆者は孫崎を「中国」エビゴーンと呼ぶのである。

しかし、孫崎の尖閣問題「解決」案は、①不要な摩擦は避ける、②具体的な取り決めを行なう、③国際司法裁判所など第三者を介入させる、④多角的相互依存関係を構築する、⑤国連の原則を全面に出す、⑥軍事力を使わないことを原則とする、⑦現在の世代で解決できないものは実質的に棚上げにする、⑧紛争を防ぐメカニズムを作る（孫崎 二〇一二 八三頁）である。

孫崎は、中国がやっている挑発行動には目をつぶり、八項目のすべてを日本政府に要求している。

①日本政府は「不要な摩擦は避け」ているが、中国は摩擦を強め続けている。②孫崎提案には具体性がない。③中国は「国際司法裁判所」の介入を拒否している。④日本政府は「多角的相互依存関係」の構築を求めているが、中国は首脳会談での対話を拒否している。⑤中国は武力による威嚇・武力行使の禁止などの「国連の原則」を無視している。⑥中国は軍事威嚇を続けている。⑦「棚上げ」は中国が投げ捨てた。⑧どうやって、「紛争を防ぐメカニズム」作りを中国と合意するんですかということが、問題なのである。

孫崎 二〇一二「II. 日中両国の主張を検討する」

孫崎 二〇一二 は、岩波書店が力を入れて宣伝しているが、Iで見たとおり、内容は相当ひどい。しかし、全文読む価値が全然ないかというところでもなく、IIに収録された小寺彰論文は一読に値する。IIは、三部構成である。

「I. 小寺^{こでら}彰論文」

国際法学者小寺彰論文「領土紛争とは？ 国際司法裁判所の役割とは？——尖閣諸島をとくに念頭において」は、特に参考になる。これは、『日本経済新聞』に発表された論稿であった。

小寺によれば、「領土紛争の存在を認めること」は、「自国領と考えている領土について、他国が領土主張を行うことはまちがっているが、その主張には解決すべき要素が含まれていることを認めることを意味する」、「尖閣諸島の帰属について、中国が日本領とは認めないという主張をして日中間に見解の相違があることと、両国間に領土紛争があるということとは全く違うことだ」（孫崎 二〇一二 一〇三〜一〇四頁）。

これは、筆者のような国際法の素人でもそう思うが、国際法の専門家の言をきくと心強い。

さらに小寺は、「国際紛争とは武力衝突のある状態を意味し、それに至らない状態を対立（または緊張）とよぶ」（孫崎 二〇二二 一〇五頁）と言う。

国際法的に言うると、日本の立場からは尖閣諸島をめぐる日本と中国の間には「対立（または緊張）」はあるが、「領土紛争」は存在せず、二〇一三年二月の時点ではまだ「国際紛争」にもなっていない、ということだ。

尖閣問題を国際司法裁判所（ICJ）で解決しようという考えに対しては、「国際裁判が機能する条件」の第一は「全部ないし一部が相手方に移っても領土問題の解決」の方が重要だという意識が生まれることだ」（孫崎 二〇二二 一〇六頁）という。

つまり、中国が応ずる可能性はゼロであるし、日本でも現状ではそうした国民的合意形成はほとんど不可能だろう。したがって、「国際司法裁判所に付託しての解決」という可能性はないことになる。

小寺は、尖閣諸島についての日本の主張は「強い」ので、「これ以上の実効支配の強化は必要ない」、「従来通り、尖閣諸島に対する施政権を行使さえすればいい」（孫崎 二〇二二 一〇八頁）と結論する。小寺論文は、掃き溜^{はきだ}めに鶴である。

「二：天児慧論文」

中国政治研究者天児慧論文「キーワードは『現状維持』」は、二〇二二年九月の反日騒動は「基本的には党や政府が後ろで糸を引いた計画的な事件」と見る。この点は、筆者の見方と同じである。

天児は、解決策として、①「国有化」という「形式」を変更し、「現状維持」とする、②「現状を微妙に変え

る」、「例えば、海洋研究開発関連の研究機関、あるいは環境などのNPO組織に所有・管理を委ねる」(孫崎二〇二二 一一四頁)、という二つの方法を提案している。

日本が尖閣諸島の「国有化」を取り下げることがありえないし、「現状維持」とは「尖閣諸島は日本の領土である」という前提になるので、中国が同意するはずはない。第二の方法にも中国は同意しないだろうから、これは実現の可能性のない机上の空論にすぎない、とわたしは見る。

天児は、さらに台湾の馬英九総統提案の「主権論争は、棚上げとし、平和・互恵・共同開発を目指す『東シナ海平和イニシアチブ』」に賛成で、「対話の可能性がある」と言っている(孫崎二〇二二 一一五頁)。しかし天児も言う通り、馬英九の「棚上げ」は「尖閣諸島＝中華民国の領土」が前提なのである。現状では結局、「主権論争」は「棚上げ」にはできない(「日本の主権下」では中国・台湾は乗らない)だろう。

天児は、さらに韓国・ロシア・アメリカを入れた「東北アジア平和イニシアチブ」をシンクタンクが主導すれば(孫崎二〇二二 一一六頁)と提唱する。それが、尖閣対立の解決方向とどうつながると見通すのかが問題であろう。

「三」 小寺・天児・孫崎座談会

小寺は、「尖閣諸島については日本の領有権は全く疑いのないものだ」(孫崎二〇二二 一〇八頁)、「一八九五年の段階で尖閣が無主地であったかという点を問題にするのであれば、それはその当時の日本政府が行なった調査がきちんとしたものであったか否かを点検すれば済む話」(孫崎二〇二二 一一三頁)、「ポツダム宣言やサンフランシスコ平和条約等によって、帰属関係が変わったかどうか」については、サ条約第三条で沖縄はアメリカの施政の下に置くとしており、「その後アメリカはサンフランシスコ平和条約に基づいて尖閣諸島を沖縄の一部として、つ

まり南西諸島として統治をしている」（孫崎 二〇二二 一二四頁）、尖閣諸島が「台湾に入りながら同時にアメリカの施政下に置かれたということはあり得ない」（孫崎 二〇二二 一二五頁）と明快である。

天児は、尖閣諸島は「無主地」（孫崎 二〇二二 一一九頁）と判断しながら、日本政府の一八九五年以前についての「中国への反論というのは、実は調査をしたという点だけであって、それ以上のことは実はないというのが、一つひっかかる」（孫崎 二〇二二 一一八頁）と言う。

しかし、「一八九五年以前」については、明清史料は中国領であることの証拠ではないという点は、もっとも強力な反論なのである。

孫崎は、「カイロ宣言」の「中国から奪ったものの中に尖閣諸島が入るかどうか」（孫崎 二〇二二 一二〇頁）という論点を繰り返して、「局限せらるべし」なのだから「明示的に言わないものは日本のものになりませんよ」（孫崎 二〇二二 一二六頁）などと言っている。では、孫崎は佐渡島、隠岐の島、沖繩諸島を含む南西諸島などもすべて「明示的に」言われていないのだから、「日本のもの」にならないと言いたいのだろうか。

小寺は「棚上げ」の意味について、中国は「紛争はあるけれども、その紛争を棚上げにしよう」と考え、日本は尖閣諸島は日本のものだが、「この問題について議論するのもはやめようと考えていた」（孫崎 二〇二二 一三六頁～一三七頁）と日・中の理解の仕方が違っていたと指摘している。

（Ⅲ、Ⅳは、あまり見るべき論点はないので省略する。）

孫崎についての結論 二〇世紀井上清と二一世紀孫崎享の共通点は、中国追従である。書店店頭では、孫崎の顔写真入りで「尖閣問題必見」という岩波書店によるこれまで見たことのない積極的な販促活動が行なわれたが、

孫崎 二〇一二 での孫崎の議論は以上に見たように資料的批判に耐えうる内容を持っていない。岩波書店も、「冊封使録」の一点にでも目を通し、正常な編集的チェックをしていたら、少なくともこんな広告活動は行なわなかったのではないかと惜しまれる。

以上に見た孫崎享元外務省国際情報局長といい、「日本は尖閣諸島を盗んだと思われても仕方がない」と中国で発言した鳩山由紀夫元首相といい、中国追隨で日本外交を批判する丹羽宇一郎前中国大使といい、「日本」という集団は解散しようとしているのだろうか。

五、矢吹 晋（二〇一三年）

矢吹晋『尖閣問題の核心 日中関係はどうなる』（花伝社 二〇一三年一月）の論法は、孫崎享とほぼ同じである。

尖閣諸島は、地理的に「台湾の付属」島嶼である（矢吹 一二頁、一五二頁）、「尖閣は、もし米軍による対日占領がなければ、台湾の付属島嶼として、返還されたはずだ」（矢吹 一〇七頁）。

「尖閣諸島が地理的に台湾の付属島嶼」であるかどうかは別として、そうだとしても自動的に尖閣諸島が台湾領であることを意味しない。また、東アジア太平洋戦争終結時の歴史状況は、中華民国が尖閣諸島を含む沖縄を吸収するなどということは夢物語にすぎないと言わねばならない。

井上馨かおるや山県有朋は「明らかに彼らは清朝による抗議を予想して慎重に行動した」（矢吹 七〇頁）。

「抗議を予想」したというのは、井上清流の独断で、日本が領有に動けば、清朝も領有を主張してくるおそれが

あると考えたと見るべきである。

「旧植民地国として治外法権を余儀なくされていた中国側の事情を考慮するならば、『無主地先占』をどこまで主張できるか疑問」（矢吹 六九頁）。

矢吹晋は、チャイナウォッチャーとして活躍してきた方であるが、清朝を「植民地国」と言うようでは、中国近代史の研究成果を吸収しておらず、孫崎享レベルの粗雑な認識で、これは驚きである。しかし、井上馨かおるが清朝の「抗議を予想」したというなら、清朝は黙っていないと判断したということではないか。

一九七二年国交樹立時と一九七八日中平和友好条約締結時に尖閣問題「棚上げ」の日中「合意」はあったのに日本外務省はその「会谈記録」を削除してしまった（矢吹 四一頁）

日本外務省がこれらの「会谈記録」を「削除」したとしても、それは「棚上げ合意」文書があったことを意味するものではない。矢吹が主張する「合意」なるものの中身は曖昧である。これが、尖閣問題の「核心」であろうか。

尖閣戦争になったとき、アメリカは尖閣を「守らないし、守れない」（矢吹 一七八頁）。

この論点も、孫崎の主張と同じだが、アメリカは尖閣諸島が日米安保の適用対象であると言い続けている。

孫崎と違って中国問題の専門家であるのに、矢吹は中国側の主張する「尖閣諸島は古来から中国領」の根拠となる明清史料等の検討をほとんどしていないが、矢吹はこんなことを言っている。

花瓶嶼く大正島と久米島の間は「近代的な実効支配の国境ではなく、琉球王国と明清間で、版図として共通の了解があった」（矢吹 一五七頁）。

「近代的な実効支配の国境ではなく」と言い、「版図として共通の了解」と言っているのは、意味不明だが、前記

各島嶼は明清の「版図」と言いたいかのようであるが、不正確であり、問題にならない。

尖閣問題の「核心」とは、第一に尖閣諸島が「古来から中国領」であったと言えるのかどうかであり、第二に「カイロ宣言」「ポツダム宣言」が尖閣諸島は中国に帰属させるべきとする根拠となりうるかどうかだろうが、矢吹はこの「核心」問題を正面から論じていない。